

津波防災地域づくりに関する 中間とりまとめ（案）の参考資料

東日本大震災を踏まえた津波防災対策の基本的な考え方

- 被災地は、近い将来に襲来するかもしれない津波や高潮・高波に対して極めて脆弱な状況となっており、被災した海岸堤防の復旧等を速やかに行うことが必要。
- 海岸堤防については、東日本大震災のような最大クラスの津波（L2津波）ではなく、このような比較的発生頻度の高い津波（L1津波）を対象として設計。

＜最大クラスの津波（L2）＞

・住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波

2011年 東北地方太平洋沖地震の津波高さ

＜比較的頻度の高い津波（L1）＞

・海岸堤防の建設を行う上で想定する津波（数十年～百数十年の頻度で発生している津波）

1896年 明治三陸地震の津波高さ

1933年 昭和三陸地震の津波高さ

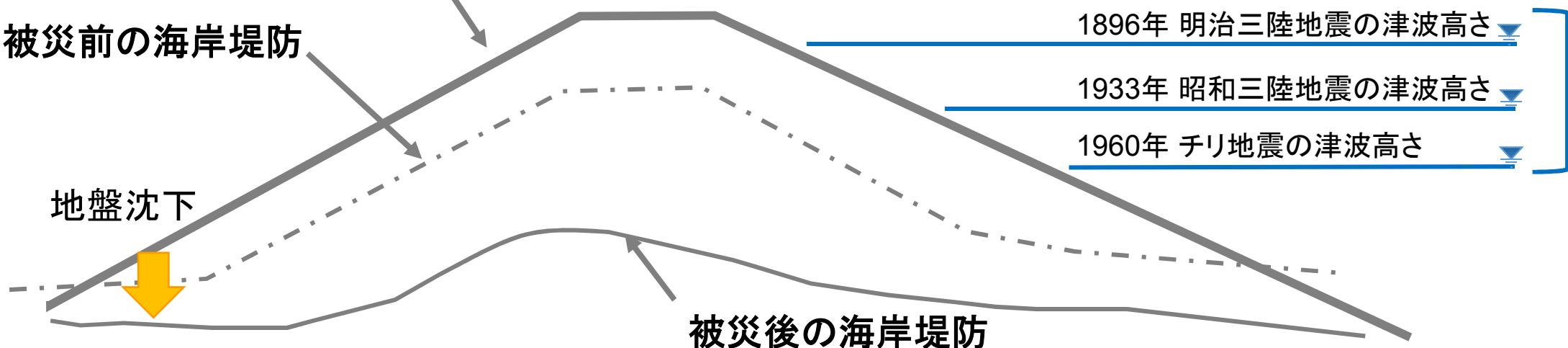
1960年 チリ地震の津波高さ

復旧する海岸堤防

被災前の海岸堤防

地盤沈下

被災後の海岸堤防



津波防災地域づくりに関する法律

■ 将来起こりうる最大クラスの津波による災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設

法律の概要

（平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行）

基本指針（国）

基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・また、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

津波防災地域づくりのイメージ

- 津波災害に対しては、東日本大震災の様な大規模な津波災害が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方にに基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災実施。

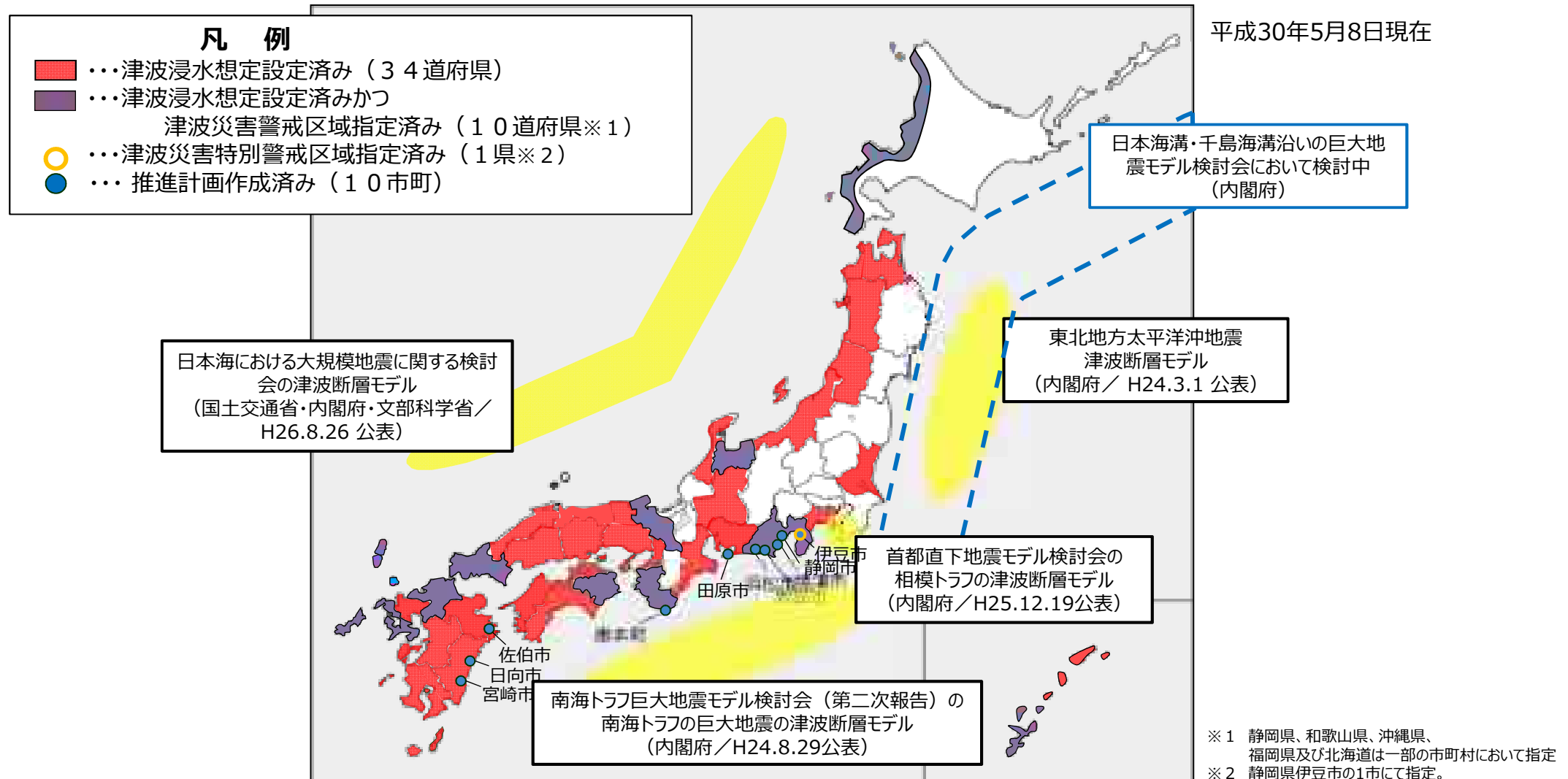


津波防災地域づくり法の担当部局（本省）一覧

内容	担当部局
法律全体の総合窓口	総合政策局参事官(社会資本整備)室
基本指針等(第3条～第5条)	総合政策局参事官(社会資本整備)室 ＜基礎調査・浸水想定・警戒区域・特別警戒区域＞ 水管理・国土保全局 水政課 同局 河川環境課水防企画室(技術的内容) 同局 海岸室(技術的内容)
基礎調査・浸水想定(第6条～第9条)	水管理・国土保全局 水政課 同局 海岸室(技術的内容)
推進計画(第10条・第11条)	総合政策局参事官(社会資本整備)室
土地区画整理事業に関する特例(第12条～第14条)	都市局市街地整備課
津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第15条)	住宅局市街地建築課
集団移転促進事業に関する特例(第16条)	都市局都市安全課
一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画(第17条)	都市局都市計画課
津波防護施設等(第18条～第52条)	水管理・国土保全局 水政課 同局 海岸室(技術的内容)
津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域(第53条～第92条)	水管理・国土保全局 水政課 同局 河川環境課水防企画室(技術的内容)
監視区域(第94条)	土地・建設産業局不動産市場整備課
地籍調査・地籍調査の推進に資する調査(第95条)	土地・建設産業局地籍整備課
＜参考＞水防法	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

津波防災地域づくりの取組状況

- 津波浸水想定区域の設定が概ね進捗
(平成30年5月18日現在で40都道府県中34道府県で設定済み)
- 推進計画の作成や警戒区域等の指定を今後推進



L 1 津波に対する防護についての法令上の扱い

■ 海岸法に基づく海岸保全基本方針（H27.2.2告示）

「数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対して防護することを目標とする。」

- 海岸堤防については、設計津波（原則として、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波を定める）の作用に対して、津波による海水の侵入を防止する機能を有するものとされている。

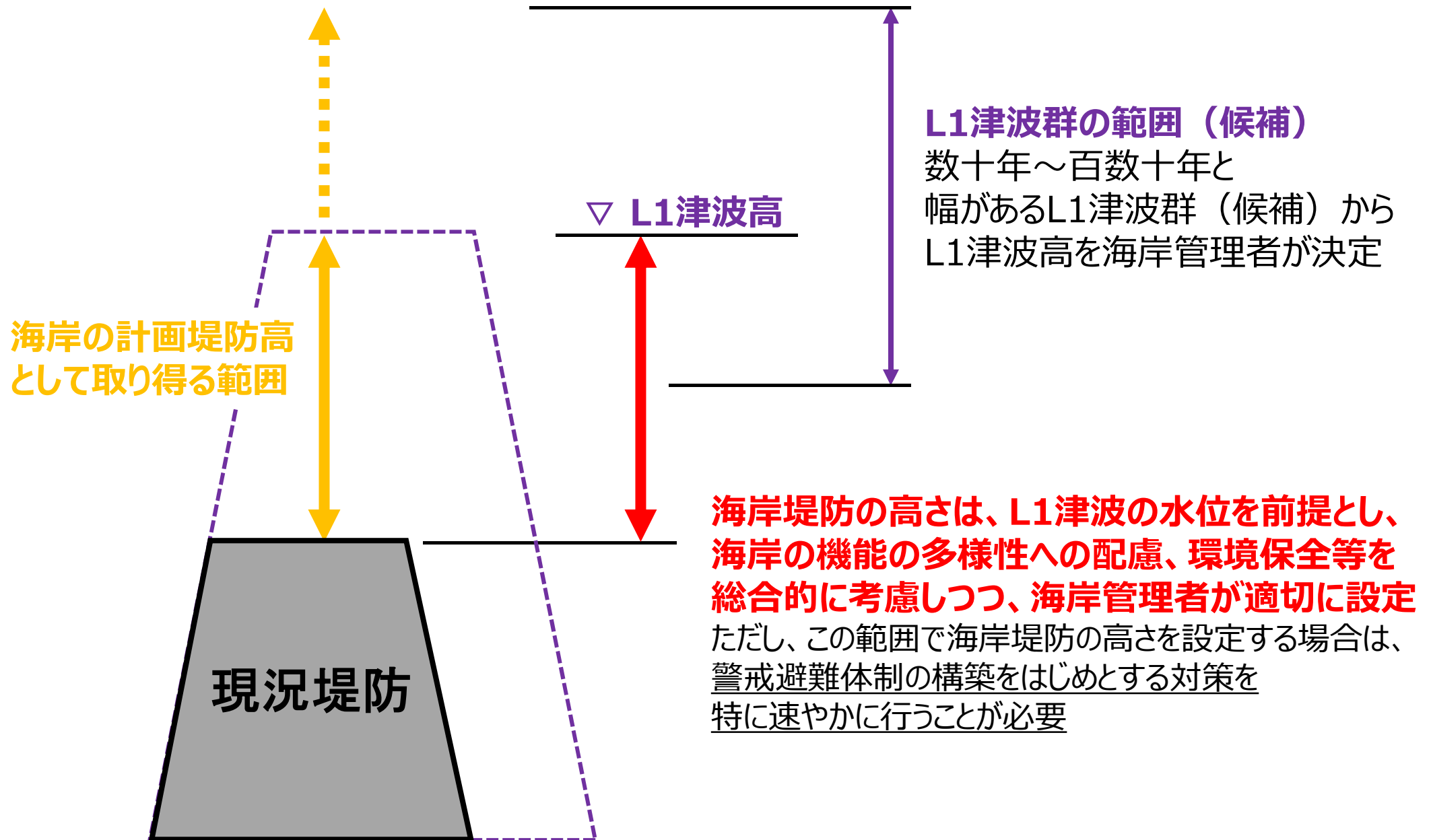
「海岸保全施設の技術上の基準について」の一部改正について（H27.2.2局長通知）



- 整備を行う海岸堤防がL 1 津波の高さより低い場合、L 1 津波に対して津波防災地域※における対策を進める役割が、海岸管理者にもある

※ 津波防災地域づくりの対象となる地域

津波に対する海岸堤防の取り得る高さの範囲

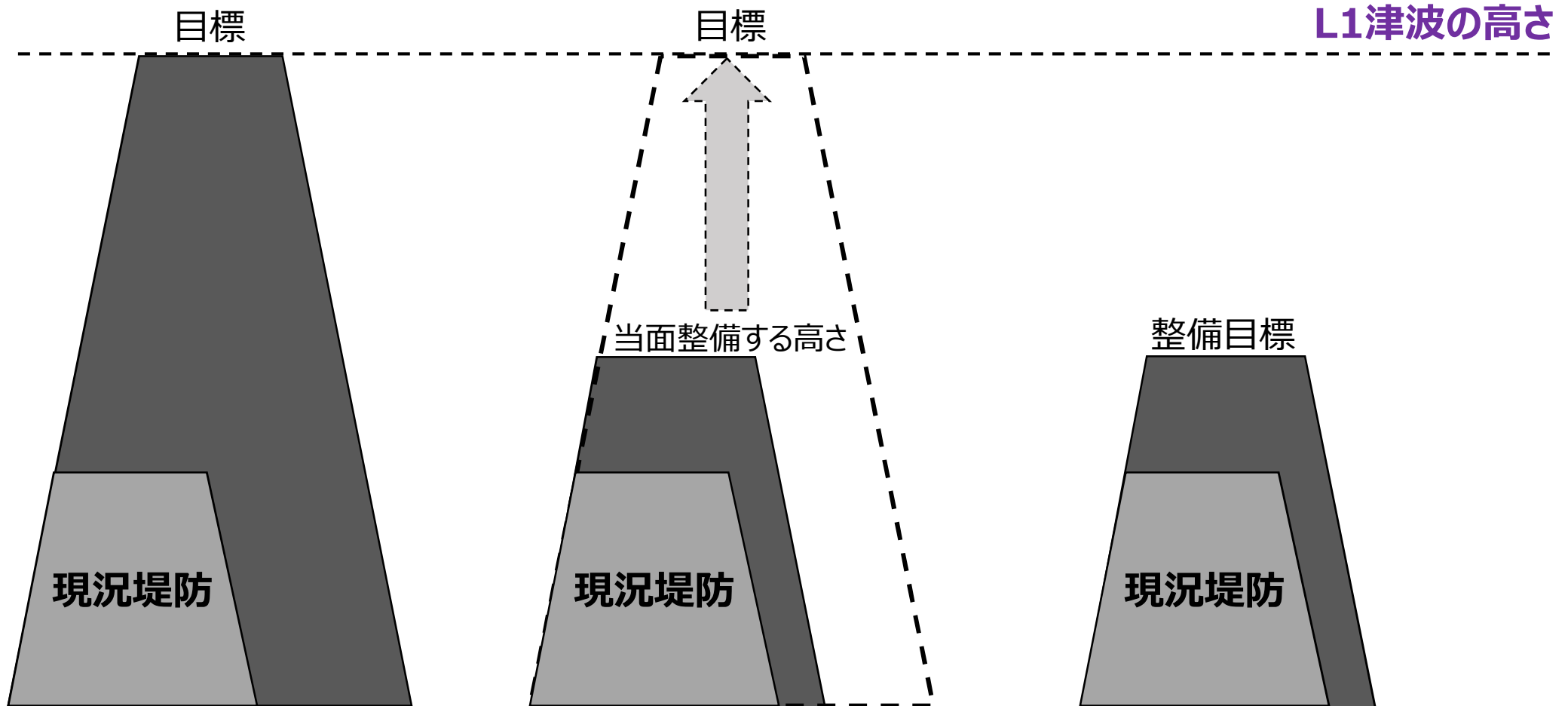


津波に対する海岸堤防の高さのパターン

L 1 津波の高さで
計画・整備

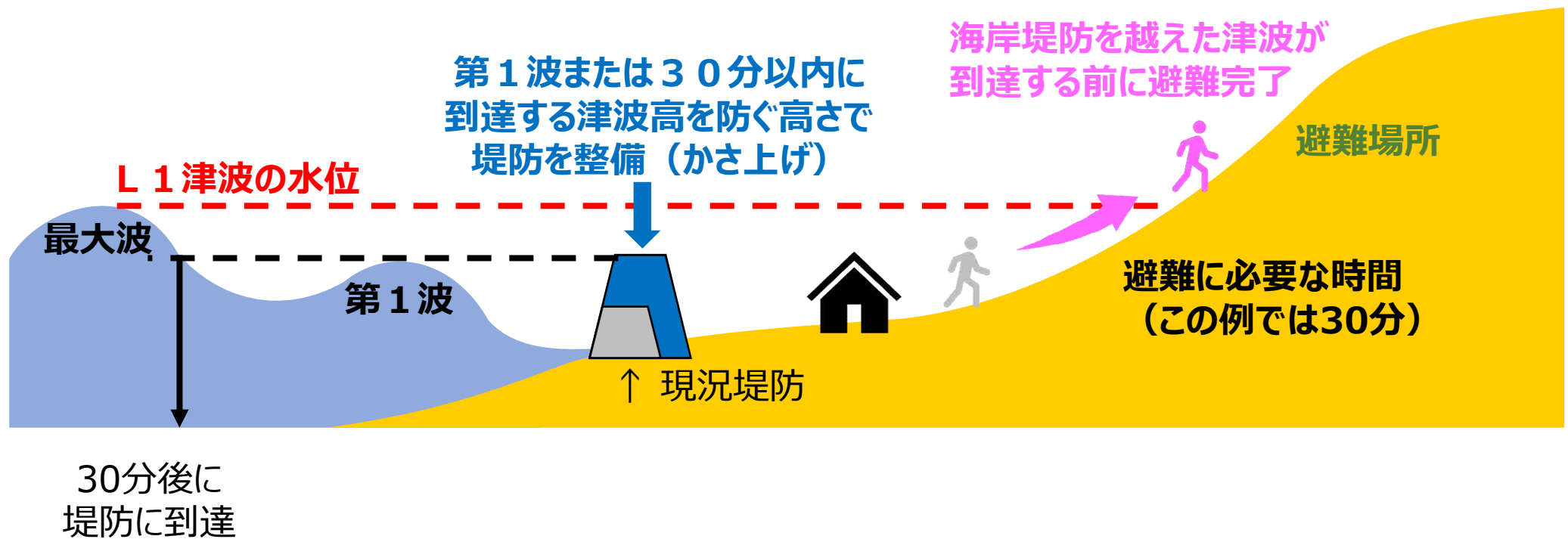
L 1 津波の高さで計画し、
暫定形で整備

L 1 津波よりも低い高さを
整備目標として設定



L 1 津波からの避難の支援につながる緊急的な海岸堤防のイメージ

- 海岸堤防は、津波水位が天端高を越えるまでは、浸水防止機能を発揮
- L 1 津波の水位（最大波）が第 2 波以降に来襲する地域においては第 1 波を防ぐ高さの堤防高で、L 1 津波からの避難が可能となる場合がある



南海トラフ沿岸域※での検討事例（静岡県伊豆市）

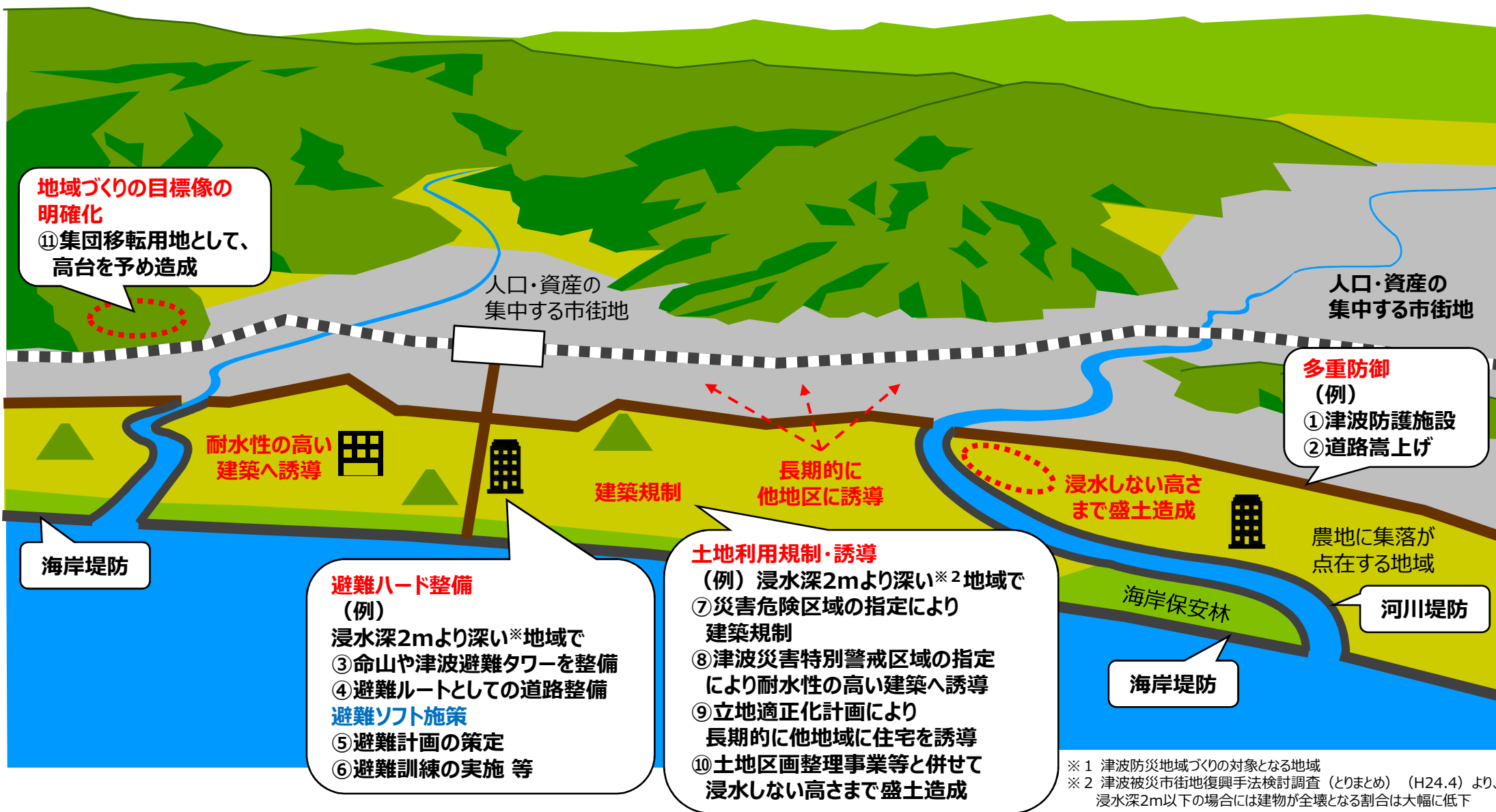
※ 南海トラフ巨大地震により被害が想定される沿岸地域

■ 住まいの防護と観光利用の調整が課題



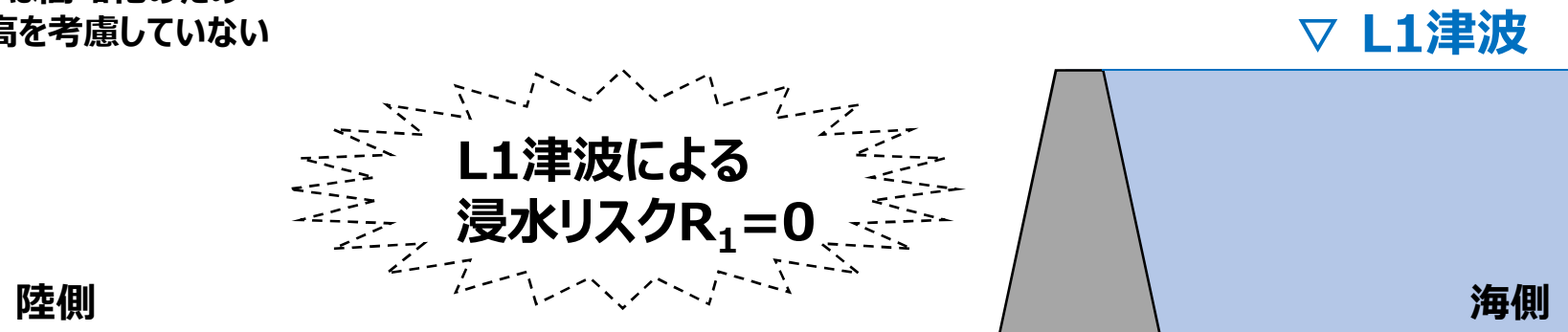
津波対策として講じることのできる措置イメージ

- 津波リスクから人命及び資産を守るため、津波防災地域※¹で講じることのできる措置は下図のとおり。
- 津波防災地域で講じる措置の組合せは、各施策の調整（実施順位を含む）を十分に図ったうえで、法定計画等に反映させ、将来にわたる実行性を担保することが重要。

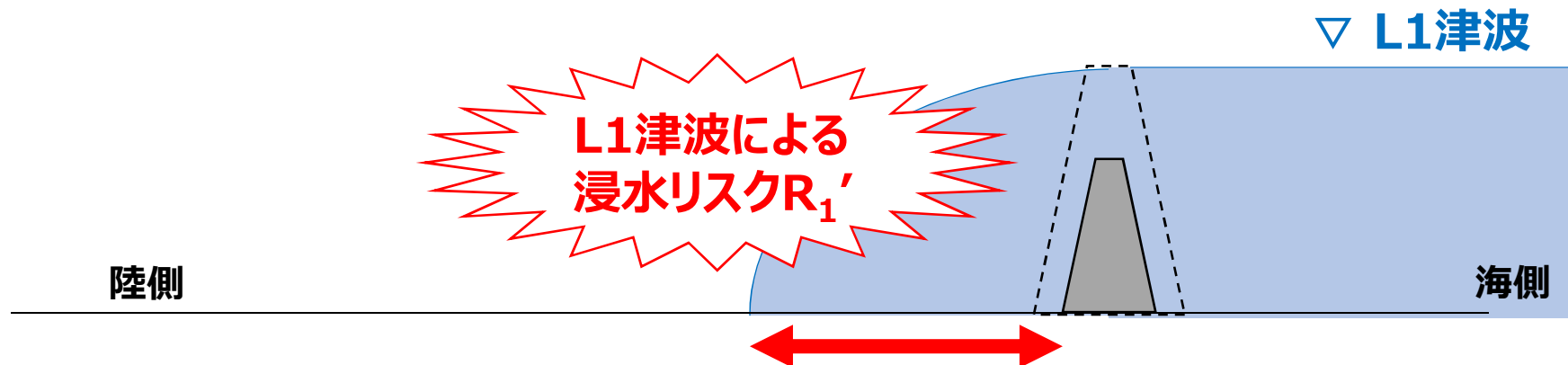


■ 海岸堤防をL1津波高※¹で整備する場合

※¹ ここでは簡略化のため
余裕高を考慮していない



■ 海岸堤防をL1津波高より低く整備する場合



海岸堤防をL1津波高より低く整備する場合、
L1津波に対する浸水リスクを市町村等に分かりやすい形で
周知することが必要。

津波防災で活用が想定される制度の整理（土地利用）

- **土地利用に関し、津波防災地域で講ずることが出来る制度は、下記の通り**
- **各施策を講じるためには、住民との合意が必要不可欠である**
- **各施策の主たる所管部局はそれぞれ異なっている**

カテゴリー	津波防災に関する施策	法律	公布年	制度の概要	主たる所管（市町村）
土地利用に関する制度	災害危険区域	建築基準法	昭和25年	地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。また、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。	建築部局
	区域区分	都市計画法	昭和43年	都市計画区域等について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めることができる。	都市部局
	地区計画			建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域について定めるものとする。 1. 用途地域が定められている土地の区域 2. 住宅市街地の開発に関する事業が行われる土地の区域等	
	開発許可			都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。	
	集団移転促進事業に定める移転促進区域	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	昭和47年	豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域	都市部局、 （復興部局）
	立地適正化計画（居住誘導区域の設定）	都市再生特別措置法	平成14年	立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。 1. 基本的な方針 2. 居住誘導区域 3. 都市機能誘導区域	都市部局
	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	平成23年	都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。	防災部局

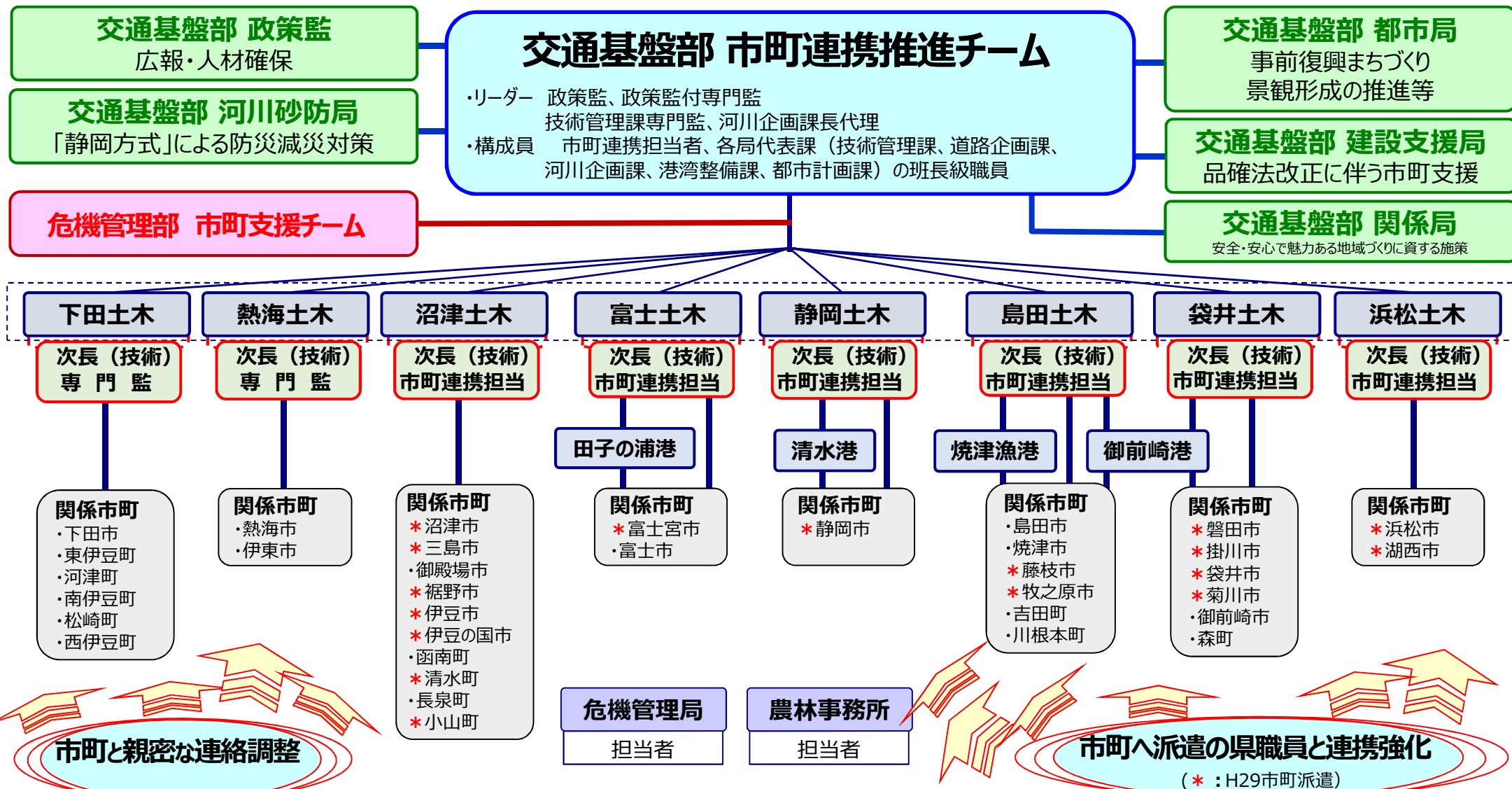
津波防災で活用が想定される制度の整理（総合的な計画）

- 津波防災に関し、津波防災地域で講ずる施策を位置づけることができる総合的な法定計画は下記の通り
- （土地利用を含め）複数の部局にまたがる各種施策を、主に防災部局がとりまとめて作成する計画が多い

カテゴリー	津波防災に関する施策	法律	公布年	記載・検討すべき事項	主たる所管（市町村）
津波対策に資する総合的な計画	都道府県地域防災計画	災害対策基本法	昭和36年	- 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 - 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画	防災部局
	市町村地域防災計画			- 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 - 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画	
	（南海トラフ地震防災対策に係る）推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	平成14年	一 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項 二 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの	防災部局
	津波防災地域づくり推進計画	津波防災地域づくりに関する法律	平成23年	市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定（※最大クラスの津波（L2）を想定）を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成することができる。 1. 推進計画区域 2. 基本的な方針 3. 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項他	防災部局
	国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	平成25年	STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化 STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定 STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 STEP4 リスクへの対応方策の検討 STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け	防災部局 又は都市部局

安全・安心で魅力ある地域づくりに向けた市町連携の強化（静岡県）

- 優先的に進めてきた防災・減災対策のみならず、広報や人材育成・確保など『安全・安心で魅力ある地域づくり』に資する施策について幅広く取り組んでいる。



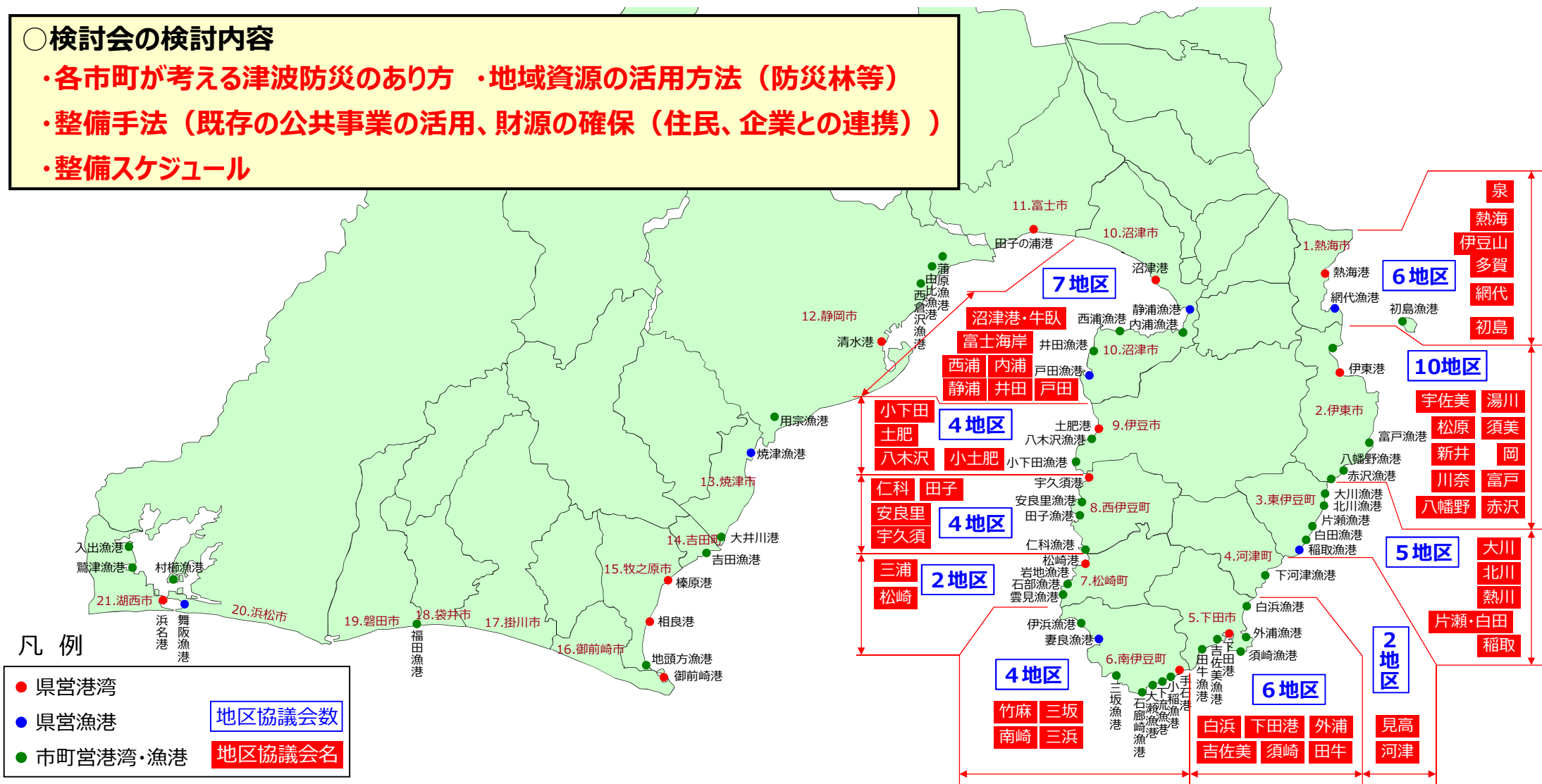
（出典：第3回津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会資料3-3（静岡県作成）より抜粋）

津波防災に係る地域の合意形成（静岡県）

- 県内の沿岸21市町全てに「検討会」を設置し、地域の実情に応じた津波防護のあり方を検討。特に、伊豆半島沿岸の地域では50地区で地区協議会を設置し、地域住民との協働による検討を進めている。

○検討会の検討内容

- ・各市町が考える津波防災のあり方 ・地域資源の活用方法（防災林等）
- ・整備手法（既存の公共事業の活用、財源の確保（住民、企業との連携））
- ・整備スケジュール



（出典：第3回津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会資料3-3（静岡県作成）より抜粋）

津波防災に係る地域の合意形成（静岡県）

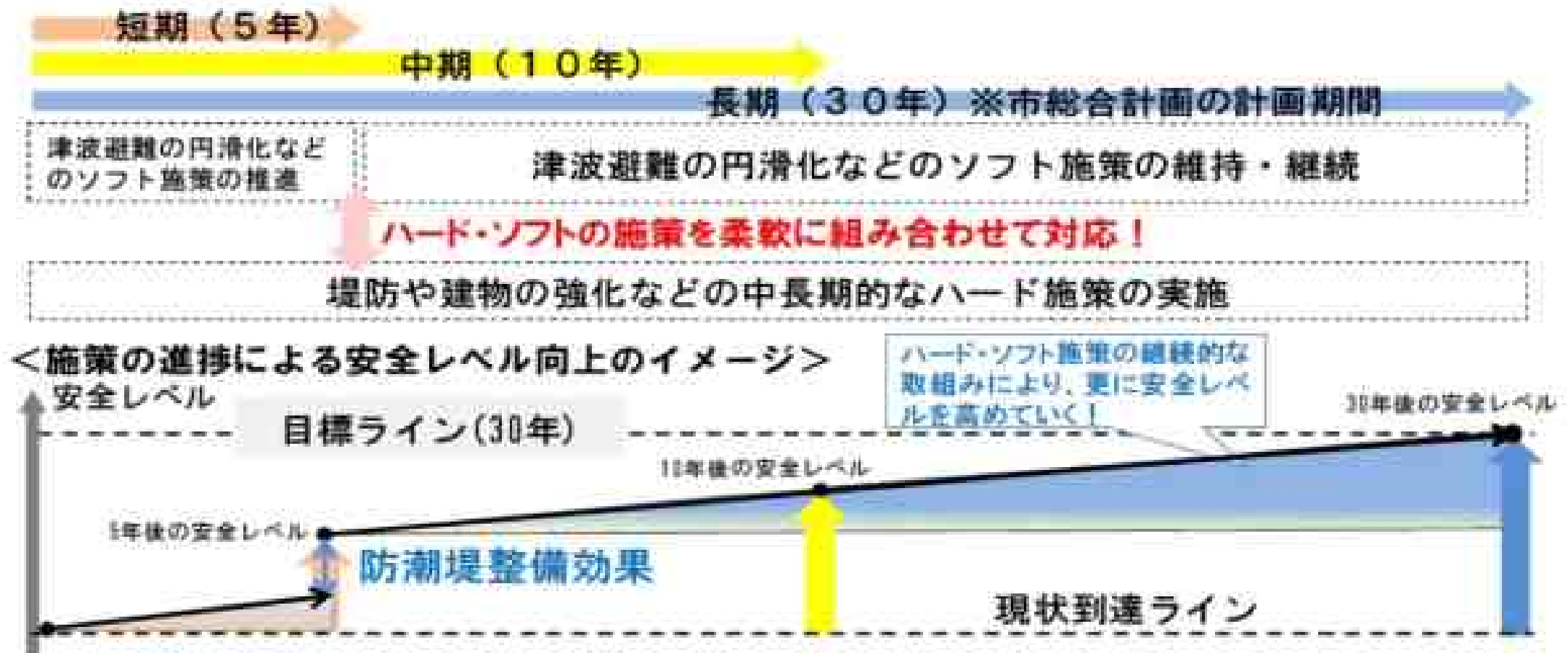
- 「地区協議会」は、町内会長や自主防災会長、観光等の関係者で構成され、観光や漁業といった地域ごとに異なる暮らしを踏まえ、将来のまちづくりと津波対策とを両立できるよう話し合いを進めている。



（出典：第3回津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会資料3-3（静岡県）より抜粋）

津波防災地域づくり推進計画の策定事例（静岡県浜松市）

- ①防潮堤整備等のハード施策と②避難の円滑化等のソフト施策（短期）、③総合計画によるまちづくりや建物の強化の達成時期（長期）を示し、段階的に安全レベルを向上させる取組。



【出典】 浜松市津波防災地域づくり推進計画

復興事前準備の必要性

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防潮堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施 等



復興事前準備

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、**迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。**

- ・災害時の応急対応の計画・訓練
- ・復興まちづくりイメージトレーニングの実施 等

「復興計画事前策定の手引き」（和歌山県）

第3章 和歌山県における復興計画事前策定

第1節 復興まちづくりの基本的な考え方

- 1 地震・津波災害の想定
- 2 復興計画事前策定の基本的な考え方

第2節 復興計画事前策定の進め方

- 1 まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定
- 2 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理
- 3 復興計画事前策定における基本的な方針
- 4 あらかじめ取り組むべきこと
- 5 「復興まちづくりイメージ」の作成
- 6 復興計画事前策定の手順

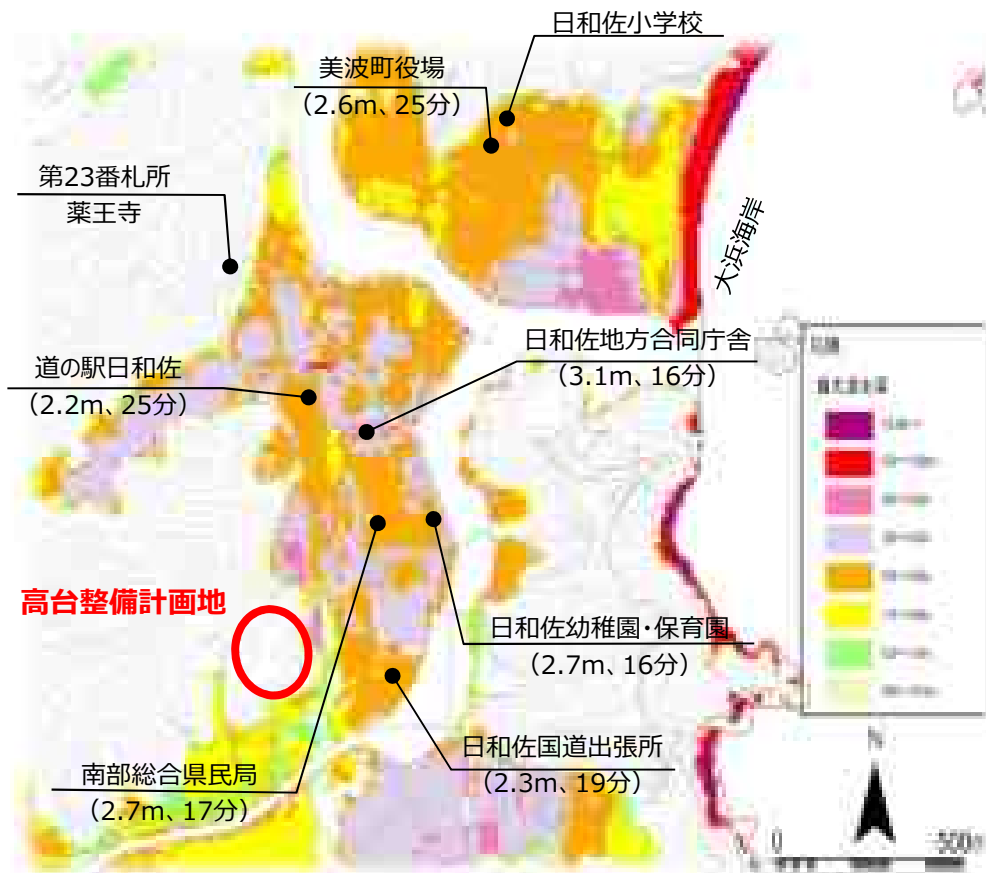
＜なだらかな平地が広がる地域における内陸移転のイメージ＞



（出典：第3回津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会資料3－4（和歌山県作成）より抜粋）

「復興計画事前策定の手引き」（徳島県美波町）

- 美波町日和佐地区では、災害時の活動の拠点となるべき公共施設や日和佐こども園といった要配慮者施設をはじめ、多くの住民の生活の場が津波浸水想定区域となってるため、安全・安心・持続可能なまちづくりに向け、町が高台整備を行う計画を策定。



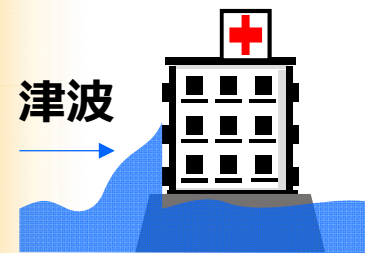
津波災害特別警戒区域

津波災害特別警戒区域 [都道府県: 任意]

社会福祉施設、学校、医療施設※
の建築・開発行為について、居室の
床面の高さが基準水位以上である
等、津波に対し安全な構造とすること
を義務化

※ 高齢者、障害者、乳幼児等の
津波から逃げるのが困難な者が利用する施設

津波災害特別警戒区域



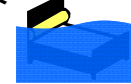
- ①病室等の居室の床面の高さが基準水位以上
- ②病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

市町村の条例で定める区域 [市町村: 任意]

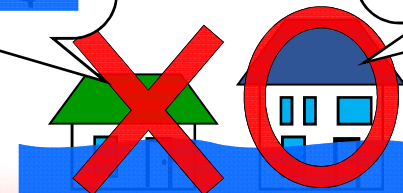
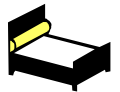
条例制定により、円滑な避難の確保が困難な上記以外の用途の施設
に係る建築・開発行為について、上記と同様の規制を適用可能

津波災害特別警戒区域のうち条例で定めた区域

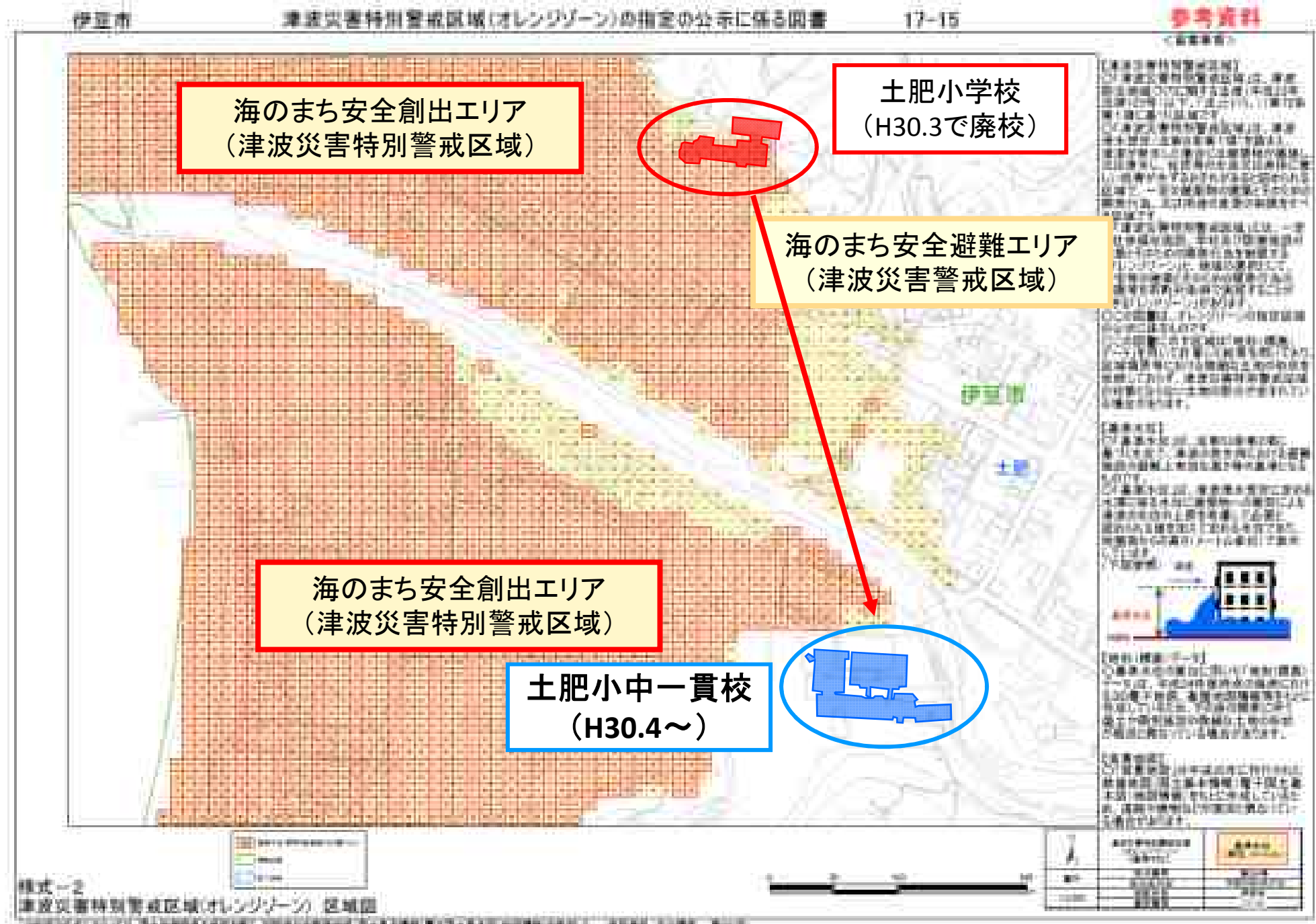
住宅等の居室の
全部が津波の
水深以下



住宅等の居室の
一部が津波の
水深以上



津波防災地域の土地利用規制を前向きに推進している事例（伊豆市の例）



津波防災地域の土地利用規制を前向きに推進している事例（伊豆市の例）

津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域
の前向きなネーミングようこそ！
海と共に生きるまち土肥へ！地域を安全にする区域の
「愛称」が決まりました！

わたしたちの住む土肥地域は、海からの恵みを受けている一方、時には地震や津波による災害と向き合うことも必要になる海のまちです。

そこでわたしたちは、この災害に向き合い生活し、多くの方に土肥へ安心して来ていただくため、地域を安全にする2つの区域を指定し、安全に向けた取り組みをさらに進めることにしました。

海のまち安全避難エリア

意味・・・津波の危険性を十分に理解し、対処方法、避難方法をきちんと準備しているエリア

愛称に込めた思い・・・万が一地震・津波による災害が起こった場合でも安全に「逃げる」ことができるよう、取り組みをみんなで頑張っていくエリアに！

海のまち安全創出エリア

意味・・・今後、更なる危険性(リスク)をこれ以上、増やさないための取り組みを行うエリア

愛称に込めた思い・・・地震・津波からの避難が難しい高齢者や乳幼児等が、津波を「避け」て助かるように、安全にするための取り組みをつくりだし・積み重ねていくエリアに！

※『海のまち安全避難エリア』と『海のまち安全創出エリア』は、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域をわかりやすく伝えるため、伊豆市が愛称募集をして決定したものです。

観光防災まちづくりのPR

始めています！観光と防災の共生

観光と防災のバランスがとれた
まちづくりを進めるための計画

観光と防災のバランスをとるために必要な4つのキーワード

共生する 逃げる 生き延びる 守る・減らす



みんなで考える会

地区・団体・学校がつくった目標
『地震・津波対策がんばる宣言』
地域が話し合い・考える
場『みんなで考える会』土肥を訪れた方々の安心を
つくる取組を次々実行！

観光施設連携訓練

宿泊施設連

全国で認められた！土肥の底力

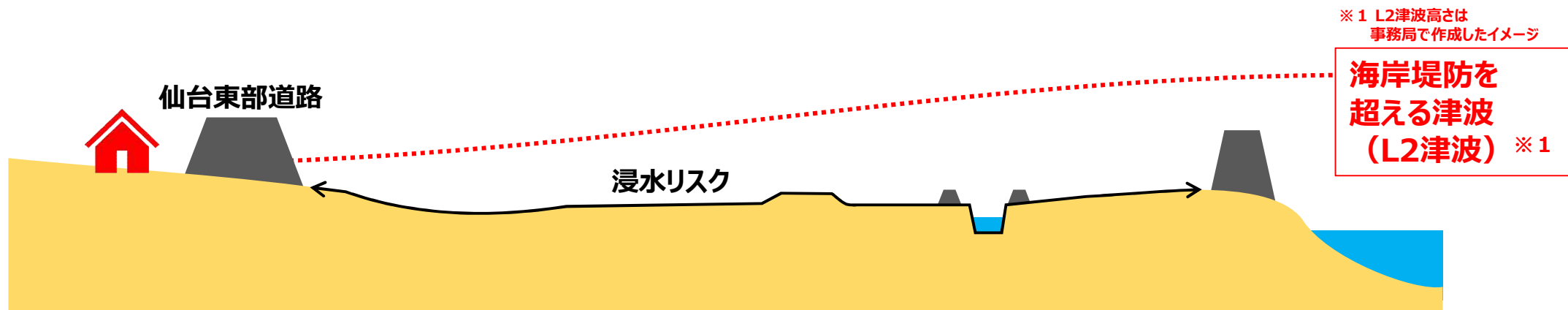
ジャパン・レジリエンス・アワード2018で
『グランプリ』を受賞！H30.3 伊豆市津波防災地域
づくり推進協議会

津波防災地域の土地利用と一体的に復旧復興している事例

■ 土地のスケールに応じた津波防災地域での措置（①幅が広い：宮城県岩沼市）

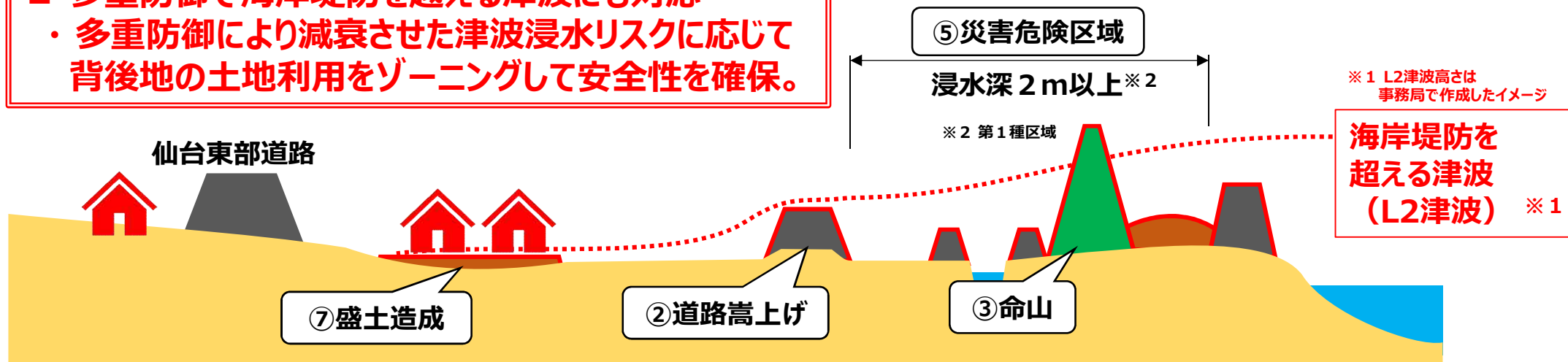
■ 海岸堤防のみで津波リスクに対応する場合

- ・ 海岸堤防を越える津波により広大な津波防災地域が浸水するリスクがある。

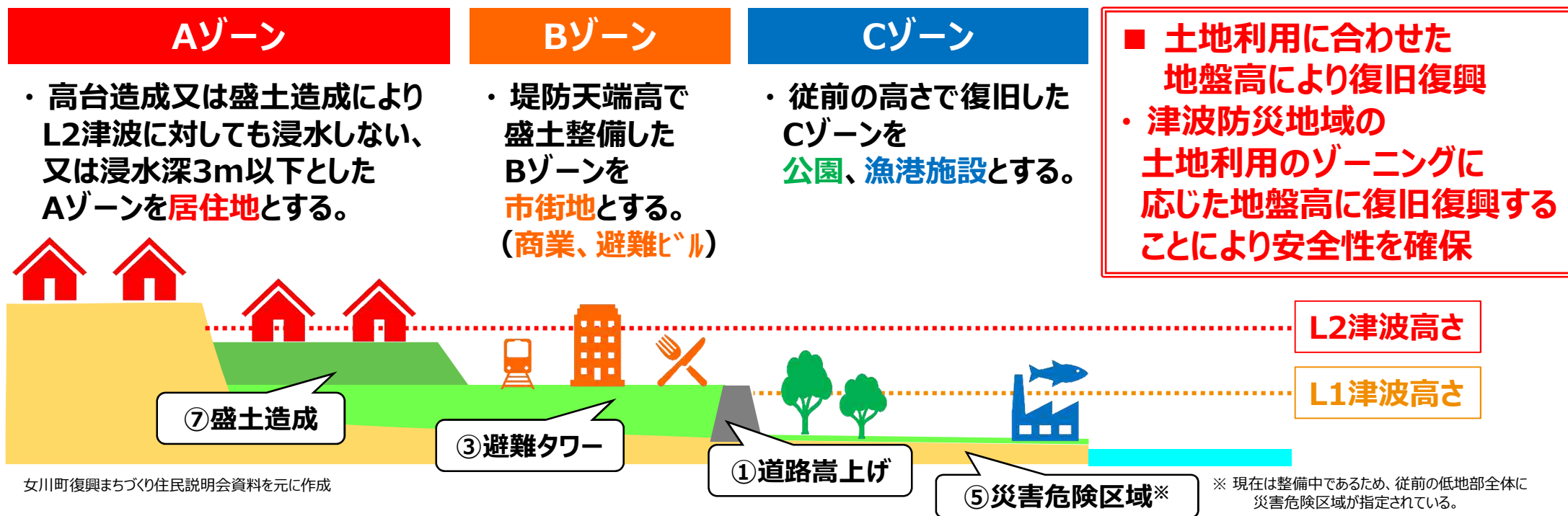
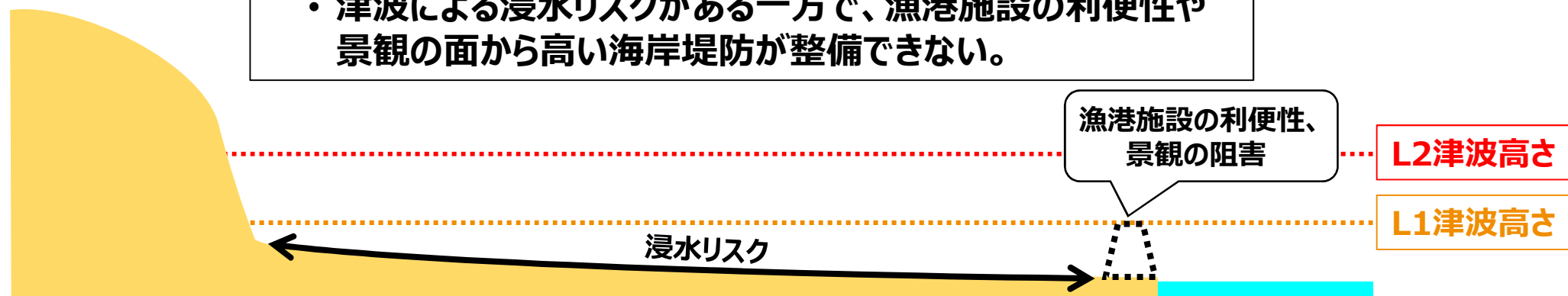


■ 多重防御で海岸堤防を越える津波にも対応

- ・ 多重防御により減衰させた津波浸水リスクに応じて背後地の土地利用をゾーニングして安全性を確保。



- 従前の地盤高で復旧復興した場合
- ・ 津波による浸水リスクがある一方で、漁港施設の利便性や景観の面から高い海岸堤防が整備できない。



女川町復興まちづくり住民説明会資料を元に作成

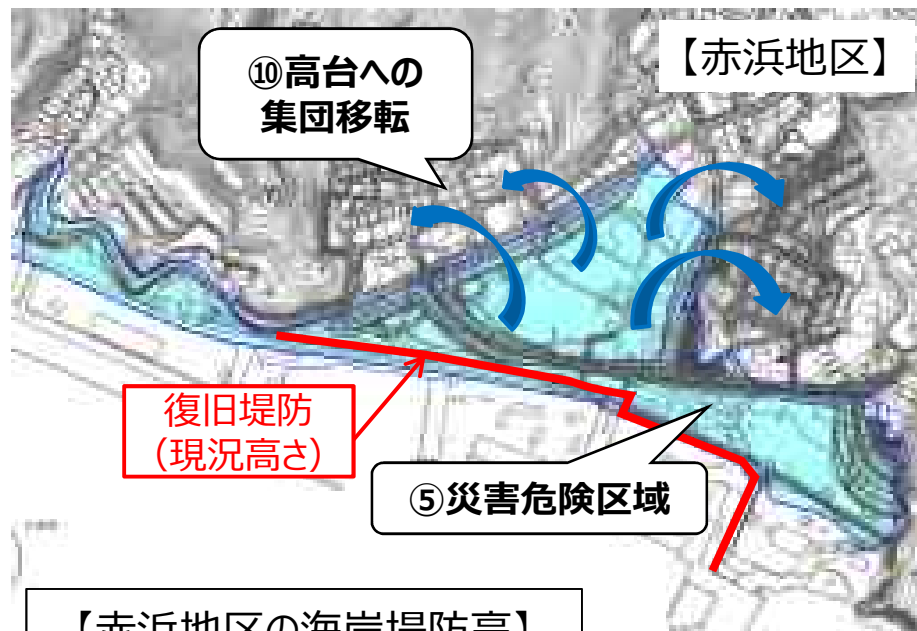
※ 現在は整備中であるため、従前の低地部全体に
災害危険区域が指定されている。

津波防災地域の土地利用と一体的に復旧復興している事例

■ 土地のスケールに応じた津波防災地域での措置（③幅が狭い：岩手県大槌町）

- 海岸堤防でL1津波に対応する場合
 - ・ 漁港施設の利便性の面から高い海岸堤防が整備できない。

- 集団移転・土地利用規制により津波リスクに対応
 - ・ 海岸堤防高を既存堤防で復旧する一方で、高台へ集団移転することで安全性を確保
 - ・ 東日本大震災における浸水区域には、災害危険区域を指定（盛土造成地除く）



【赤浜地区の海岸堤防高】
 既存（T.P.+6.4m）
 ↓
 L 1 規模（T.P.+14.5m）
 ↓
調整結果（T.P.+6.4m）



【小枕地区の海岸堤防高】
 既存（T.P.+6.4m）
 ↓
 L 1 規模（T.P.+14.5m）
 ↓
調整結果（T.P.+6.4m）

（出典：大槌町 災害危険区域図を元に作成）